



■ 消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討ワーキング・グループ報告書 概要（案）

破綻必至商法を止めて被害を回復するための具体的方策

①破綻必至商法の禁止の明確化

市場からの排除

②破綻必至商法を停止するための行政処分の創設

被害の拡大防止

- ・破綻必至商法を行う事業者に対して、その事業の全部又は一部を停止する旨の行政処分を創設
- ・行政処分の潜脱防止のための手当てや、行政処分の実効性の確保のため必要な限度で行政に報告徴求・立入検査等の調査権限を与える必要

③行政庁による破産申立て権限の創設

被害の拡大防止
被害回復

- ・行政庁は、破綻必至商法を行う事業者に破産手続開始原因がある場合は、破産手続開始の申立てができる旨の制度を創設
- ・破産法第91条第1項の保全管理命令の申立て等についても、行政庁に申立て権限を認めるべき

④違法収益はく奪のための行政手法の創設

被害回復

- ・破綻必至商法に該当する取引がなかった状態への原状回復を内容とする違法収益の返金計画措置命令と、当該措置命令に従わない場合又は従う見込みがない場合の行政型没収の制度を創設
- ・財産保全のため、権利移転せずに事業者の財産を凍結する制度を創設
- ・繰り返しの違反行為を抑止するため、違法収益額に一定割合を乗じた額を加算金として納付させる制度を創設

⑤会社法の解散命令の活用・拡充

被害の拡大防止
被害回復

- ・まず現行制度の活用として、破綻必至商法を行う会社に会社法第824条第1項各号に該当する事由がある場合には、行政庁は会社法第826条の法務大臣への通知を行う
- ・加えて現行制度の拡充として、破綻必至商法を行う会社に限り、会社法の特例として、解散命令の申立権者に関係省庁の主務大臣を追加

上記方策の実効性を高めるための方策

現行制度の運用

- 事業者の内部に調査への協力者を確保（例えば公益通報者保護制度の活用）
- 関係機関（例えば国民生活センターなど）が相互に連携
- 運用面（PIO-NETなど）の更なる改善

「PIO-NET」…国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベース。

制度的手当

行政に行政処分に必要な限度で報告徴求・立入検査等の調査権限の付与

調査を拒まれた場合等に備えて、行政に臨検の権限を与えることを検討するほか、不実証広告規制類似の制度、「高利率をうたう取引」への定期報告を含めた行政への届出義務等の検討も行ってはどうか

「臨検」…裁判所の許可状を得た上で、相手方の抵抗を有形力で排除することが可能な調査。
「不実証広告規制」…優良誤認表示の判断に必要な場合に、期間を定めて事業者に表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができ、事業者が求められた資料を期間内に提出しない等の場合には、当該表示は、措置命令との関係では不当表示とみなされる（景品表示法第7条第2項）。

【残された課題】①「破綻必至商法」の定義の更なる具体化による対象の明確化、②具体的方策の内容や有効性等の更なる検討、③新たな調査権限についての必要性和許容性の検討